

地域密着型通所介護・介護予防通所サービス

デイサービスmsカンパニー

重要事項説明書

令和5年4月1日現在

□事業者法人概要

法人種別・名称	株式会社 テイクエムズ		
代表者役職・氏名	代表取締役 竹内 聖和		
設立年月	令和4年4月		
事業内容	高齢者福祉・介護事業及び周辺事業		
本社所在地	〒651-2121 兵庫県神戸市西区水谷3丁目4-12		
電話番号	078-917-6812	FAX 番号	078-917-6812
ホームページ	<a href="http://takems.co.jp/">http:// takems. co. jp/</a>		
メール	contact@takems. co. jp		

□事業所概要

事業所名称	デイサービスmsカンパニー（デイサービスエムズカンパニー）		
事業所番号	2890700335		
所在地	〒654-0047 神戸市須磨区磯馴町6-2-5 シーサイドシャトー須磨107		
開設年月日	令和4年9月1日		
管理者氏名	竹内聖和		
電話番号	078-754-8096	FAX 番号	078-754-8597
メール	dsmsco@takems. co. jp		
営業日・時間	月・火・水・木・金(祝日を含む) 8時30分～17時30分		
サービス提供時間	月・火・水・木・金(祝日を含む) 9時30分～16時30分		
サービス実施地域	須磨浦公園以東～湊川以西、西から県道21号線～山麓線～県道22号線～ 県道21号線をつなぐルート以南送迎費用無料		
事業の目的	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、自宅にこもりきりの利用者の孤独感の解消や心身機能の維持、家族の介護の負担軽減などを目的とする。		

□事業所の職員体制

	職 務 内 容	人 員 数
管理者	<p>□従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。</p> <p>□従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。</p> <p>□利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。</p> <p>□利用者へ通所介護計画を交付します。</p> <p>□通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更を行います。</p>	常勤兼務 1 名
生活相談員	<p>□利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持または向上を目指し、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に関する相談及び援助を行います。</p> <p>□それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>	常勤専従 1 名
看護職員	<p>□サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の把握を行います。</p> <p>□利用者の静養のための必要な措置を行います。</p> <p>□利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指示を受けて、必要な看護を行います。</p>	非常勤専従 1 名
機能訓練指導員	<p>□利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、機能訓練を行います。</p>	非常勤専従 1 名
介護職員	<p>□通所介護計画に基づいて、生活機能の維持又は向上を目指し必要な日常生活上の世話及び介護を行います。</p>	常勤専従 1 名 常勤兼務 1 名

□提供するサービス内容

サービス区分と種類		サービスの内容
通所介護計画の作成		<p>□利用者に係る居宅介護支援事業者が作成したケアプランに基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。</p> <p>□通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。</p> <p>□通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します。</p> <p>□それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。</p>
利用者居宅への送迎		<p>事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。</p> <p>※ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。</p>
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食の提供を行います。
	入浴の提供及び介助	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
機能訓練	日常生活動作を通じた訓練	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生活動作を通じた訓練を行います。※個別機能訓練含む
	レクリエーションを通じた訓練	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを通じた訓練を行います。
	器具等を使用した訓練	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づき、器械・器具等を使用した訓練を行います。
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

### □通所介護従事者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。）
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急的、非代替的、及び一時的にやむを得ない場合を除く）
- ⑤ その他、利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### □利用者の禁止行為

利用者はサービスを受けるにあたって、次の行為を禁止します。

- ① 家族またはサービス提供事業者が認めない金銭・貴重品の持参。
- ② 業務従業者または他の利用者に対する金銭、物品、飲食の提供、貸与
- ③ 安全な事業所運営の為に業務従事者からの指示に対する拒否
- ④ その他、業務従事者又は他の利用者等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

### □利用料金

- ①利用料金：添付料金表をご参照下さい。
- ②キャンセル料：前営業日の営業時間内にご連絡いただいた場合は発生しません。  
当日申告または、無断での利用キャンセルはお食事代・おやつ代を頂戴します。
- ③おむつ、入浴用タオル等ご利用に必要なものをお忘れになられた場合実費を頂きます。
- ④支払方法は、原則、サービス提供翌月に指定の口座より引き落としとしてお支払い頂きます。（引き落とし手続きが完了していない場合や口座引き落としができない場合に限り、現金にてお支払い頂きます）

### □苦情の申し立て窓口

事業所窓口 デイサービスmsカンパニー 担当：竹内聖和

TEL：078-754-8096（平日 8：30～17：30）

神戸市福祉局 監査指導部

TEL：078-322-6326（平日 8：45～12：00, 13：00～17：30）

078-322-6242（平日 8：45～12：00, 13：00～17：30）

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口

TEL：078-332-5617（平日 8：45～17：15）

神戸市消費生活センター（契約についてのご相談）

TEL：078-371-1221（平日 9：00～17：00）

令和 年 月 日  
デイサービスmsカンパニー

説明者 \_\_\_\_\_ 印

上記説明を受け了承いたしました。

利用者住所 \_\_\_\_\_

利用者氏名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者住所 \_\_\_\_\_

代筆者氏名 \_\_\_\_\_ 印